

第1部 学校教育

第1章 すべての児童・生徒に確かな学力を育む教育

第1 きめ細かい指導による、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着

1 小学校・中学校における基礎学力の定着

(1) 児童・生徒の学力向上を図るための調査

ア 調査の目的

東京都の児童・生徒の学びに向かう力等に関する意識及び学校の指導方法等を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、各学校の教育指導の充実や組織的な授業改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、児童・生徒の学力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

イ 調査の内容及び実施学年等

(ア) 児童・生徒の学びに向かう力等に関する意識の調査（児童・生徒調査）

- ・小学校第4学年、第5学年及び第6学年の児童
- ・義務教育学校第4学年、第5学年及び第6学年の児童
- ・中学校第1学年、第2学年及び第3学年の生徒
- ・義務教育学校第7学年、第8学年及び第9学年の生徒
- ・中等教育学校第1学年、第2学年及び第3学年の生徒

(イ) 学校の指導方法等に関する調査（学校調査）

- ・都内公立全小学校及び義務教育学校（前期課程）
- ・都内公立全中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）

ウ 調査の結果概要

各教育委員会、各学校では、東京都教育委員会が配布した「調査結果活用支援プログラム」を活用し、それぞれの実態に応じた授業改善を推進している。また、「効果的な家庭学習の在り方等に関する保護者向け資料」を配布し、家庭教育の大切さについて啓発している。さらに、「授業改善推進拠点校（都内公立小学校10校、中学校10校を指定）」では、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果を全国学力・学習状況調査の結果等と関連付け、学びに向かう力等に着目しながら分析し、指導と評価の一体化による授業改善を組織的に推進する取組を実践的に研究・開発し、その成果を全都に普及している。

(2) 東京都学力向上施策検討委員会の設置

東京都の学力向上施策に関する検討を行う委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を設置し、東京都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化している。

(3) 授業改善推進プラン等を活用した授業改善の推進

都内の全公立小・中学校等において、都や国の学力調査の結果等及び報告書等を生かして児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に応じた具体的な方策を示した「授業改善推進プラン」等の資料を各区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組を推進している。

また、各学校は、児童・生徒、保護者、地域の方々及び都民に「授業改善推進プラン」等の資料を積極的に公開することで、学校教育への理解と協力を求め、学校・家庭・地域が一体となって、児童・生徒の学力向上を図っている。

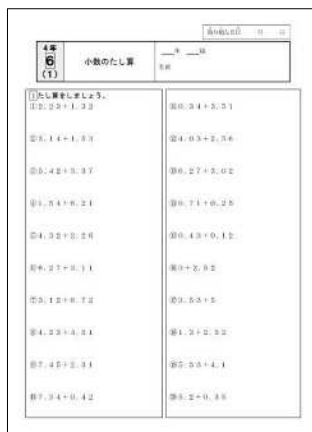
(4) 算数・数学における習熟度別指導、英語における少人数・習熟度別指導

確かな学力を育成する取組の推進に向けて改訂した「東京方式 習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《小学校 算数、中学校 数学》」、「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《中学校 英語》」に基づき、小学校算数、中学校数学での効果的な習熟度別指導、中学校英語での効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図っている。

(5) 「東京ベーシック・ドリル」及び「同ソフト」の活用

基礎的・基本的な学習内容を身に付けるために、東京都教育委員会が作成した「東京ベーシック・ドリル」を活用して、小学校低学年から、中学校などで繰り返し学習を行い、確かな定着と伸長を図る取組を平成26年度から推進している。さらに、自動採点や児童・生徒の学習状況の把握等を行える「東京ベーシック・ドリルソフト」を、放課後の補習や家庭学習において活用を推進している。

- ア 小学校1年生～中学校1年生の「国語」・「算数」・「数学」
- イ 小学校3、4年生の「社会」・「理科」
- ウ 中学校1年生の「英語」



2 就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な持続を図るための取組の推進

(1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

就学前教育と小学校教育との円滑な接続の必要性や就学前教育の重要性について、教育・保育関係者への啓発を図るため、「就学前教育カンファレンス」を開催した。
 ・令和4年度は、集合型による開催とし、480名の参加があった。また、次の動画を義務教育指導課YouTubeチャンネルに掲載し、合計動画視聴回数は、約2,500回を超えている。

- ア 東京都教育庁指導部義務教育指導課
「就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向けて」
- イ 実践報告（荒川区教育委員会）
「令和3年度の取組について」
～幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発事業～
- ウ 実践報告（福生市教育委員会）
「幼保小連携推進事業の取組について」
- エ 講演
「幼児教育と小学校教育の連携・接続」

(2) 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

就学前教育と小学校教育のより一層の充実を図るために、モデル地区として指定した3地区と合同で、次の取組を進めた。

- ア 5歳児から小学校低学年をひとまとまりにした教育課程の研究・開発
- イ 非認知的な能力の育成に関する内容の研究・開発
- ウ 教育と福祉の連携による幼児の資質・能力の育成に関する内容の研究・開発

3 高等学校における学力の確実な定着

(1) 「都立高校学カスタンダード」活用事業の推進

全都立高等学校（進学指導重点校、中高一貫教育校、夜間定時制高等学校、通信制高等学校を除く。）において、東京都教育委員会が作成した「都立高校学カスタンダード（普通科目6教科19科目・専門科目3教科3科目、基礎・応用・発展の3段階）」を基に、自校の学カスタンダードを作成して具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・計画的な指導を平成26年度から行っている。

また、指導と評価のP D C Aサイクルにより、授業改善と生徒の学力向上を図っている。

さらに、生徒の学力の定着状況を把握するため、自校で作成した学力調査を実施するとともに、調査結果を踏まえ、定着に向けた繰り返しの指導を行っている。

なお、自校で作成した学習調査問題は、各校が共通で利用できるデータバンクに保存・登録し、各校独自の学力調査問題の作成に資している。

(2) 「学びの基盤」プロジェクト

都立高校生の学びの基盤となる資質・能力の向上を目的として、研究協力校6校を指定し、各研究協力校において、各種調査に基づく授業改善、研究授業、校内研修等に取り組むなど、効果的な指導方法等に関する研究を行った。

(3) 「校内寺子屋」の推進

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない高校1年生を対象に、国語、数学、英語について、放課後等に外部人材を活用した個別学習の支援を、平成28年度から2年間10校で試行的に実施し、平成30年度から30校に拡充して実施している。

ア 放課後及び長期休業日等に、年間210時間程度の学習支援を実施

イ 基礎学力の定着状況の把握

(7) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。

(4) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期考査など定期的に学力調査を実施し、結果を分析する。

4 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実

(1) 高等学校通信制課程におけるデジタル環境の整備

通信制高等学校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらe-ラーニングや学習相談を行えるようにするなど、デジタルを活用した学習環境を整備する。

(2) 学びのセーフティネット事業

NPO等の外部機関と連携して、不登校をはじめ様々な課題を抱える生徒等に対して、日常生活の中で心のよりどころとなる居場所を提供するとともに、学習支援や就労に向けた支援、進路相談・生活相談、生徒同士の交流の機会の提供等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を行う。

5 特別支援学校における「準ずる教育課程」の教育内容・方法の充実

(1) 特別支援学校の授業改善推進プランの効果的な活用推進

各特別支援学校の準ずる教育課程において、授業改善に向けた方針を明確に示した「特別支援学校版 授業改善推進プラン」を作成し、プランに基づく授業研究や地域と連携した教科指導に関する授業力の向上に向けた取組の実施を推進している。

(2) 特別支援学校の教員の指導技術や授業力の向上

地域の小学校、中学校及び都立高等学校等を「授業研究連携校」に指定し、授業改善や授業研究に連携して取り組むことにより、特別支援学校の準ずる教育課程における授業力の向上を図っている。

さらに、特別支援学校の準ずる教育課程の教科担当教員が、小学校、中学校及び高等学校の各教科等の教育研究員に参加し、小学校、中学校及び高等学校の教科指導の実践に触れる機会を充実させている。

6 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実

(1) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援

ア 小・中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

令和3年4月に全公立小・中学校に設置が完了した特別支援教室の運営に関する区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行う。

イ 小・中学校の通常の学級における支援の充実

区市町村において、発達障害のある児童・生徒が、通常の学級で学ぶ際の支援を行う発達障害教育支援員の配置を充実する場合や、特別支援教育コーディネーターを補助する人材を配置する場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、発達障害のある児童・生徒が安心して学べる環境づくりを促進する。

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

都教育委員会の特別支援教室巡回運営指導員が、特別支援教室を設置する学校に直接訪問して各校の取組や運営状況を把握し、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づく具体的な指導・助言や好事例の収集・紹介などにより、特別支援教室の適切な運営を支援するなど発達障害教育のより一層の充実を図る。

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(7) 各都立高等学校等における発達障害のある生徒に対して、障害の状態に応じた指導・支援を実施するため、土曜日等の教育課程外で、かつ、学校外で民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う。

(4) 各都立高等学校において、在籍する発達障害のある生徒への支援を充実させ、通級による指導について円滑な運営を図るため、都立学校発達障害教育推進エリアネットワークの活用により学校への支援を促進する。

(2) 学校におけるインクルージョンに関する研究

共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育が必要であることから、区市町村と連携し次の取組を行った。

ア 区市町村における実践的研究事業の実施

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流・共同学習や早期からの就学支援など、先駆的な取組を行う区市町村を支援し実践的研究を行った。

イ 区市町村等との協議会の設置

協議会を設置し、実践的研究の情報を共有するとともに、障害のある児童・生徒の教育環境の在り方について検討した。

ウ 普及啓発リーフレットの作成

幼稚園・保育園の年中児の保護者や関係機関等を対象に、障害のある子供の教育に関するリーフレットの作成等により、特別支援教育についての普及啓発を図った。

(3) 副籍制度

副籍制度とは、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）を持ち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度である。

副籍制度による交流の充実を図るため、「副籍ガイドブック」や「副籍交流事例&アイデア集」を活用するとともに、新入生の保護者に対して副籍制度についての理解を促し、特別支援教育コーディネーター等が地域指定校となる小・中学校において理解推進授業を実施している。

7 島しょにおける教育活動の充実

(1) ICT環境の更なる活用による教育活動の充実

東京の島しょ地区に設置する高校は豊かな自然環境に恵まれる一方、島外とは海を隔てているという地理的な制約により大学や企業、研究機関等と連携した学習活動が実施しにくいなどの制約がある。こうしたことから、地理的制約を克服するため、ICTの利活用を積極的に推進している。

令和4年度 モデル校へのウェブ会議端末及び生徒個人貸与端末の設置

ICT活用に向けた実証実験

(2) 島外生徒の受入れの促進

東京都の島しょ地区に設置する高校は、豊かな自然に恵まれる一方、生徒の数が少ないことから仲間同士で切磋琢磨する環境が生まれにくいといった課題がある。こうしたことから、実施を希望する町村と連携し、島外に住む中学生を島しょ高校に入学させ、ホームステイや学生寮での生活を送る「島外生徒受入事業」を行っており、平成28年度から神津島村（神津高校）、平成29年度から八丈町（八丈高校）において実施している。

令和4年度入学 神津島村（神津高校）4名 八丈町（八丈高校）2名

8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援

(1) 「地域未来塾」の促進

平成28年度から国庫事業を活用し、放課後等に地域住民の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的として、区市町村が主体となって学習支援の機会を提供する「地域未来塾」を実施してい

る。(Ⅱ第4部第1章 226ページ参照)

(2) 「スタディ・アシスト事業」の実施

「地域未来塾」の実施地区において、学習塾講師等の外部人材を活用し、中学生の進学を目的とした放課後等の学習支援を実施している。(Ⅱ第4部第1章 226ページ参照)

(3) 「校内寺子屋」の推進(再掲)

(Ⅱ第1部第1章第1 66ページ参照)

(4) 「進学アシスト校」事業の実施

都立高等学校2校において、大学進学を目指す生徒の資質・能力を伸ばし、進学実績の向上を図るため、放課後や週休日に予備校講師等の外部人材を活用した国語、数学、外国語(英語)の大学受験講座等の学習支援を行っている。

ア 指定校は、対象生徒の定期考査や模擬試験の成績等による定期的な学力調査を行い、学力調査の結果に基づき、対象生徒の学力の定着状況や変容を把握する。

イ 指定校は、対象生徒の学力に応じて、適切な進路指導を実施する。

ウ 指定校の教員は、講座の受講をとおして、大学進学に向けた指導技術等を習得し、大学受験に対応した教科指導力の向上を図る。

第2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

1 課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進

(1) 地域人材・資源活用推進事業

児童・生徒に、これからの時代に求められる資質・能力を育むため、外部人材・地域資源を有効に活用しながらカリキュラム・マネジメントを推進する「地域人材・資源活用推進校」を17校（小・中学校15校、特別支援学校2校）指定し、以下のアからウまでの取組を行った。

ア 教科等横断的な視点によるカリキュラム・マネジメント

イ 多様な教育課題への取組

ウ 授業改善の取組

(2) 環境教育の推進

令和2年度に作成した環境教育掲示用教材の2号・3号を踏まえ、環境保全に関する内容について補助資料を作成し、児童・生徒の環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくために必要な資質・能力の育成を図った。

2 授業改善に資する研究・研修の推進

(1) 「教育研究員」の実施

各教科等に関する内容、指導方法等の実践的研究を通して、都内各地区の教育研究活動の中核となる教員を養成することにより、東京都の教育の質の向上に資する。

(2) 「東京都教育委員会研究推進団体」認定事業の実施

東京都教育委員会の教育目標を踏まえ、教員の教科等の専門性を育成するための研究活動等を通して教員の指導力向上に資するため、東京都教育委員会研究推進団体を認定し、研究活動の促進、研究成果の普及等の支援を行う。（Ⅲ第5章第4 262ページ参照）

3 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進

(1) カリキュラム・マネジメントの推進

全都立高等学校等において、現行教育課程における現状と課題の分析を踏まえ、育成すべき資質・能力を明確にしたグランドデザインを作成し、新学習指導要領の趣旨の共有、新たな目標の設定、教科主任会及び教科会の整備など、カリキュラム・マネジメントの実現に向けた取組を実施している。

(2) 地域探究推進事業

探究的な学びを通して、地域の課題を発見しその解決を図ることにより、新しい時代に求められる資質・能力を育み、将来、地域で活躍する人材の育成を目指す。令和3年度は、地域との協働による探究活動を実践する「地域探究推進校」6校及び「地域探究推進事業アソシエイト校」5校を指定し、自治体や大学、企業等によるコンソーシアム等を構築した。令和4年度以降、指定校では、探究学習と各教科の学習を関連付けた特色ある教育活動を実施している。